

第6 移動タンク貯蔵所

1 貯蔵所の定義

貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、タンク、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10 国消甲予発第17号通知)

2 貯蔵所の区分等について

道路運送車両法上の検査を要さない構内専用の移動タンク貯蔵所も設置許可を必要とする。

(S55.2.21 消防危第24号質疑)

3 指定数量の求め方については次によること。(★)

(1) 一の移動タンクにあっては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。仕切タンクにあっては各タンク室の容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。

二以上のタンクを同時に積載する移動タンク貯蔵所(積載式タンクコンテナ)にあっては、各タンク容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。

これらの場合、各タンクの容量については、危政令第5条第2項の規定によるものとする。

(2) 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように(空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るように確保する。)タンクを制作した場合の許可申請について、当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室(空室となる場合も含む。)が生じては差し支えない。

また、この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えない。

(H10.10.13 消防危第90号質疑)

(移動タンク貯蔵所の基準)

危政令第15条

1 位置、構造及び設備

位置、構造及び設備については、危政令第15条に規定するもののほか、別記30「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」によること。

2 タンクの固定 (S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)

容量4,000l以下のタンクに受台、脚、ステー等を溶接し又はボルト締めによって強固に取り付け、これらの受台、脚、ステー等をUボルト等でシャーシフレームに強固に固定した場合、移動タンク貯蔵所と認められる。

3 灯油専用タンク等の固定 (S45.10.2 消防予第198号質疑)

灯油専用のタンクを、直径14mm以上のUボルトで4箇所以上をシャーシフレーム等へ固定するものは移動タンク貯蔵所として認められる。

また、その設備の一部である電動機及び緊結金具付給油管(20m)を使用して直接家庭用等の燃料タンク等に緊結のうえ注油してもさしつかえない。

4 従前の積載式移動タンク貯蔵所 (H1.7.4 消防危第64号質疑)

従来、灯油専用の移動タンク貯蔵所(トラックの荷台の上に移動貯蔵タンクを積載してUボルトで固定し、積替えをしないもの)は、運用上、積載式の移動タンク貯蔵所としてきたが、改正後は積載式以外の移動タンク貯蔵所に該当する。

また、完成検査済証を書き換える必要はない。

5 バキューム式の移動タンク貯蔵所 (★) (S52.3.31 消防危第 59 号質疑)

バキューム式の移動タンク貯蔵所は、次によること。

- (1) 積載できる危険物は、引火点 70°C以上の廃油に限ること。
- (2) 減圧装置の配管及び配管の継手は、金属製のものであること。ただし、緩衝用の継手は、耐圧、耐油性を有するゴム製のものを用いることができる。
- (3) 移動貯蔵タンクには、一定量に達すると自動的に弁が閉鎖する装置（吸上自動閉鎖装置）を設けるものとし、かつその旨を知らせる設備を容易に覚知できるよう設けること。
- (4) ホースの先端には、石等の固形物が混入しないよう網等を設けること。

6 定期点検（水圧試験）時の手続き (H2.5.22 消防危第 57 号質疑)

移動タンク貯蔵所の定期点検（水圧試験）を実施するにあたり、移動貯蔵タンクを一時的に車両から取り外す場合、変更許可申請等の手続きは必要ない。

7 固体危険物を移送する移動タンク貯蔵所 (S44.5.16 消防予第 164 号質疑)

固体危険物（カーバイト）をダンプカーにて、開放式により移送する場合、その構造及び設備について危政令第 23 条の規定を適用し、移動タンク貯蔵所として認めて差し支えない。

8 タンク収納外の危険物移送 (H14.2.26 消防危第 29 号質疑)

移動タンク貯蔵所に積載するガソリンに一定の比率で添加し、成分を調整するため、0.6ℓの容器（危険物容器の基準を満足するもので、積載するガソリンの量に対する必要本数のみ）により、第4類第1石油類の危険物を、車体に固定された専用ケースで運ぶことは差し支えない。

(常置場所) 危政令第 15 条第 1 項第 1 号

1 常置場所周囲の空地 (★)

移動タンク貯蔵所の車両の周囲には、0.5m 以上の空地を有すること。

(タンク本体) 危政令第 15 条第 1 項第 2 号

1 掃除用マンホール (S55.12.26 消防危第 155 号質疑)

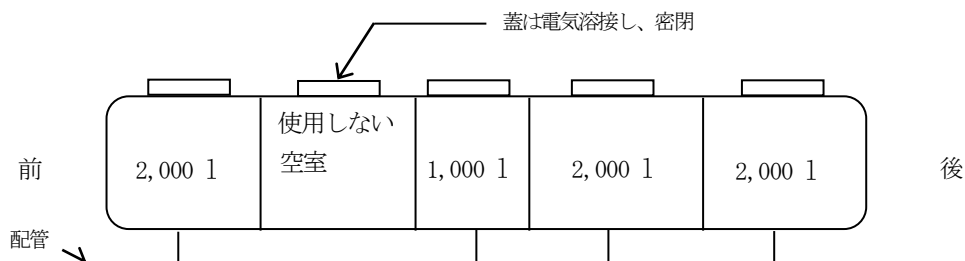
バキューム方式の移動タンク貯蔵所のタンク後部鏡板に掃除用マンホールを設置することはできない。

2 加熱配管 (S52.3.15 消防危第 37 号質疑)

タンク内に蒸気による加熱配管を取り付けて差し支えない。

3 非危険物のタンク室 (S41.4.2 消防危第 42 号質疑)

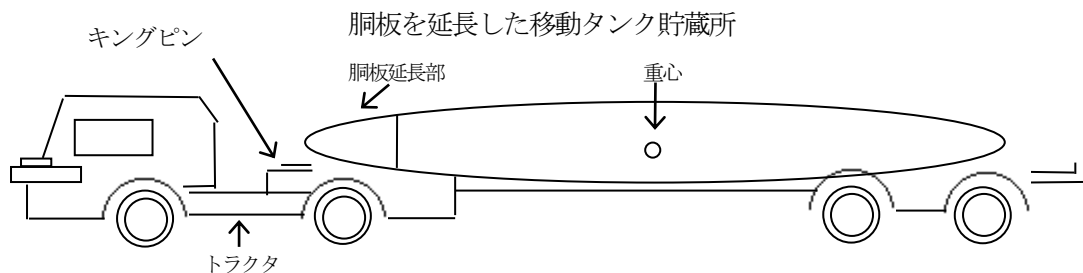
危険物を貯蔵できないタンク室をもつ移動貯蔵タンクは認められない。



4 胴板を延長した移動タンク貯蔵所 (H7.1.12 消防危第3号質疑)

下図のようにけん引自動車に固定された移動貯蔵タンクの胴板を前方に延長し、延長部分に下記の設備を設けた場合、当該部分を移動貯蔵タンクの保護措置として取り扱い、移動タンク貯蔵所として設置して差し支えない。

- (1) タンクの水压試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人の出入りさせることを目的とした点検用出入口
- (2) タンク前部鏡板部分から危険物が漏えいした場合、延長部分内での可燃性蒸気の滞留防止に有効な延長部分の上下各1ヶ所以上に設けられた通気口
- (3) タンク前部鏡板を外部から目視点検できる点検口
- (4) 延長部分に雨水の浸入等によって、水が滞留することを防止するための水抜口



5 空間部分の設備 (H18.9.19 消防危第191号質疑)

移動貯蔵タンクの後方に空間部分を設け、当該部分に下記の設備を設けた構造の被けん引式の移動タンク貯蔵所の設置を認めても差し支えない。

- (1) タンクの水压試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人の出入りさせることを目的とした点検用出入口
- (2) タンク後部鏡板部分から危険物が漏えいした場合、空間部分内での可燃性蒸気の滞留防止に有効な空間部分の上下に各1ヶ所以上に設けられた通気口
- (3) タンク後部鏡板を外部から目視できる点検口
- (4) 空間部分に雨水の浸入等によって、水が滞留することを防止するための水抜き口

(容量・間仕切)

危政令第15条第1項第3号

1 液状硫黄貯蔵のタンク間仕切り (S43.4.10 消防予第105号質疑、S56.12.9 消防危第168号質疑)

液状硫黄を貯蔵する移動タンク貯蔵所は、容量4,000l以上の容量であっても間仕切はなくても差し支えない。

2 二槽混載型積荷式移動タンク貯蔵所 (S58.12.20 消防危第137号質疑)

二槽混載型積荷式移動タンク貯蔵所を認めることは適当ではない。

(安全装置・防波板)

危政令第15条第1項第4号

1 安全装置のパッキン材質 (S46.1.5 消防予第1号質疑)

安全装置のパッキン材質として、従来の安全装置の弁と弁座の当り面の金属すり合わせによるもののほか、コルク又は合成ゴム（アクリルニトリルゴム等、耐油性を有するものに限る。）製パッキングを用いて気密性を保持したのも認められる。

(マンホール等)	危政令第15条第1項第5号
(可燃性蒸気回収設備)	危政令第15条第1項第6号
(側面枠及び防護枠)	危政令第15条第1項第7号
(塗装)	危政令第15条第1項第8号

1 後方確認用のカメラ (H1.7.4 消防危第64号質疑)

防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置することは差し支えないが、危政令第15条第1項第13号の規定に適合し、防護枠の強度に影響を与えないものであること。

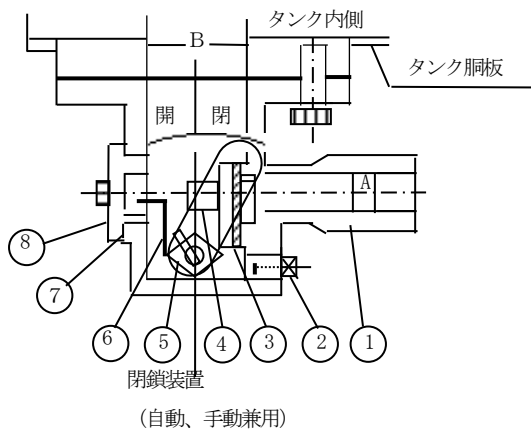
2 貯蔵物重量 (H10.10.13 消防危第90号質疑)

移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いて差し支えない。

(手動閉鎖装置・自動閉鎖装置)	危政令第15条第1項第9号
(緊急用レバー)	危政令第15条第1項第10号
(底弁損傷防止措置)	危政令第15条第1項第11号
(配管先端部の弁)	危政令第15条第1項第12号

1 排出口の直径 (S58.11.7 消防危第104号質疑)

移動貯蔵タンクの下部に設ける排出口の直径については、下図のAの部分の直径とする。



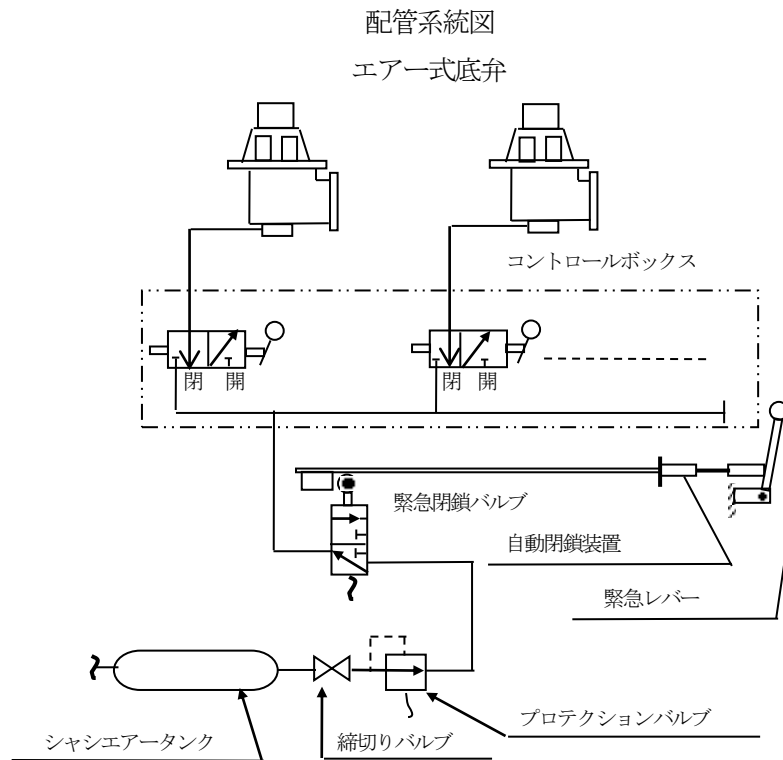
品番	名称
1	本体
2	プラグ
3	弁板
4	アーム
5	軸
6	ねじりコイルばね
7	リング
8	カバー

2 灯油専用の吐出口 (S52.3.31 消防危第59号質疑)

小分けを目的とするホースリール付移動タンク貯蔵所(灯油専用)の吐出口について、危政令第15条第1項第9号の規定に適合するものであれば、吐出口をホースリール付ノズル以外に設けても、差し支えない。

3 エアー駆動式の底弁 (H4.2.6 消防危第 13 号質疑)

底弁を空気圧で作動する機器により開閉する構造 (下図) は認められる。



4 底弁配管部分の改良 (S55.12.26 消防危第 156 号質疑)

各底弁間を配管で連結する構造のものをタンク下部に樋状部材を取付ける構造に改良した移動タンク貯蔵所については、その設置を認めることは適当でない。

5 非常閉鎖装置と底弁閉鎖装置 (質疑)

非常閉鎖装置を配管の途中に設けたものも、危政令第 23 条の規定により、底弁の非常閉鎖装置として認めて差し支えない。

6 底弁の非常閉鎖装置の設置位置 (質疑)

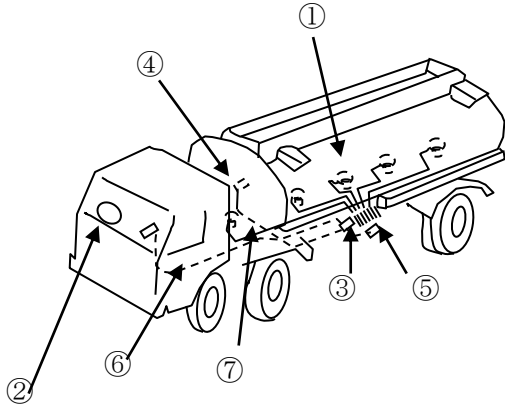
トラックの荷台の上に積載し、車両に固定した移動貯蔵タンクの底弁の非常閉鎖装置を操作する把手等を設ける位置は、トラックの側板をおろさなければ操作できない構造の場合は、その側板をおろしたときに、地上から容易に操作できる位置とする。

7 単独荷卸しに必要な安全対策設備

給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの単独荷卸しに必要な安全対策設備については、「給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について」(H17.10.26 消防危第 245 号通知) によること。

8 コンタミ防止装置1 (S58.11.7 消防危第109号質疑)

移動タンク貯蔵所から地下タンク等に注油する際に起きるコンタミ(混油)を防止するために、下図の方式の混油防止装置を移動タンク貯蔵所に設けてもさしつかえない。



No.	名称
1	緊急弁付底弁(エアシリンダ付)
2	各室積載油種記憶装置
3	排出油種指定装置
4	排出油種表示装置
5	緊急弁閉鎖用ソレノイドバルブ
6	コントロール系統(電気式)
7	作動系統(エア式)

9 コンタミ防止装置2 (S59.9.4 消防危第98号質疑)

移動タンク貯蔵所において石油等の積込み、積下しの際に起こる混油事故を防止するために、下記の方法により積込み検知器及び底弁開口検知器からなる混油防止装置を移動タンク貯蔵所に取り付けることを認めてもさしつかえない。

(1) 運行記録収集装置

移動タンク貯蔵所の底弁ハンドル部に底弁開口検知器、アースプレート部に積込検知器、エンジン部に走行距離検知器を取付け、各検知器の信号を車載コンピュータに入力することにより、底弁ハンドル操作時間、積込時間、走行時間及び距離を時系列に自動収集する装置。

(2) 混油防止装置

油槽所において移動タンク貯蔵所に石油を積込む場合、アース処理を行うが、これを積込検知器で検出し、そのとき底弁が開いておれば底弁開口検知器で検知し、警報を発し、積込時の混油事故を防止する装置。また、移動タンク貯蔵所の各室積込油種は積込時、コンピュータに記憶されており、給油取扱所の地下タンクへ荷下しする場合、底弁を開くと底弁開口検知器で検出し、その部屋の油種を音声出力し、作業者に音声で確認させ混油事故を防止する装置。

(3) 安全装置

移動タンク貯蔵所に使用する検知器(底弁開口検知器、積込検知器)は、すべて本質安全防爆構造。

(電気設備)

危政令第15条第1項第13号

1 ポンプ専用のエンジン (S51.10.23 消防危第71号質疑)

ポンプ専用のエンジンを備えた積載式移動タンク貯蔵所については認められない。

2 モーターの特殊な動力源 (S53.4.22 消防危第62号質疑)

積載式移動タンク貯蔵所(トラックにタンクを積載したもの)の隔壁を設けた部分にモーターポンプを固定積載し、動力源を外電(電力会社から配電されるもの)から受電して、ポンプを駆動させタンクへ燃料を注入する取扱いは、モーター及びポンプが火災予防上安全な構造のものであり、かつ、適切に積載し固定されている場合は認められる。

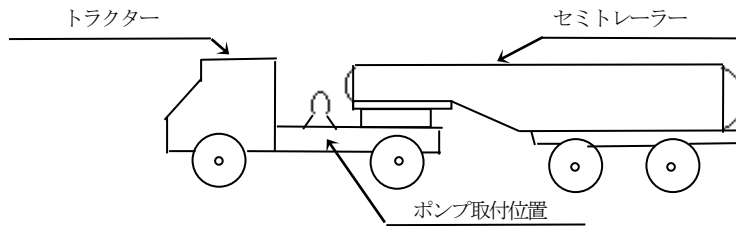
なお、取扱い油種は、引火点が摂氏40℃以上の危険物に限り認められる。

3 冷房装置専用のエンジン (S56.5.27 消防危第 64 号質疑)

冷房装置専用のエンジンを備えた移動タンク貯蔵所は適当ではない。

4 被けん引車形式のポンプ (S57.4.28 消防危第 54 号質疑)

被けん引車形式の移動タンク貯蔵所にポンプを乗せることは認められない。



5 被けん引車式のPTO (S58.11.29 消防危第 124 号質疑)

被けん引車式移動タンク貯蔵所のトラクター側に、作動油タンク及び油圧ポンプをトレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプを積載し、エンジンミッションから動力伝動軸を介してトラクター側の油圧ポンプを作動させ、この油圧によりトレーラー側のオイルモーターを介して吐出用ポンプを作動させる構造のものは認めて差し支えない。

取扱油種は、引火点が摂氏 40°C以上の危険物に限り認められる。

6 可燃性の蒸気に引火しない構造 (H1.7.4 消防危第 64 号質疑)

「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

(接地導線)

危政令第 15 条第 1 項第 14 号

(注入ホース)

危政令第 15 条第 1 項第 15 号

1 結合金具 (S55.4.11 消防危第 53 号質疑、S56.4.2 消防危第 42 号質疑)

移動タンク貯蔵所の吐出口と給油ホースを結合する結合金具として、ホースカップリング (ワンタッチ式) の使用は認められる。

2 サイトグラス (S57.3.29 消防危第 39 号、S57.4.19 消防危第 49 号質疑)

貯蔵する危険物の流れの確認及び目視検査を行うため、移動タンク貯蔵所の給油ホースの結合金具にサイトグラス及び弁を設けることは認められる。

3 危険物の注入設備 (一般取扱所) と移動タンク貯蔵所の設置 (S57.2.5 消防危第 15 号質疑)

下記の構造をもった危険物の注入設備 (一般取扱所) 及びそれに伴う移動タンク貯蔵所の設置を認めてさしつかえない。

(1) ボトムローディング方式による危険物積み込み設備の構造

ア 積み込み設備 (ボトムローディング方式)

従来のトップローディング方式と異なり、移動タンク貯蔵所の底部に配管を設け、それにより危険物を積み込む設備であり、積み込み用のローディングアームは、図-1 に示すようなものを使用。

この他に用途に応じ中間のパイプの代わりにメタルで補強されたフレキシブルホースを用いる場合もある。ローディングアームの先端にはカプラーが取付けられており、タンクローリーの配管の先端に設けられたアダプターに緊結した後、ローリーのタンク底弁を開いて危険物を積み込む。

イ カプラーとアダプターの構造

カプラー外筒の先端内側に図-2 のように、カムが設けてあり、これがアダプター先端のフランジの突起に噛み合わせる。カプラーをアダプターに充分はめ込んだ後、カプラーのハンドルを廻すとカプラーとアダプターは上述のカムにより緊結され、カプラーの内筒の先端のシールがアダプターのフランジ面に強く密着して完全にシールされた状態となり、積み込み中油が外へ漏れるのを防ぐとともに、カプラーのバル

ブハンドルを操作しない限り当該緊結部がはずれない。

(2) 移動タンク貯蔵所の構造及び積込み設備について

ボトムローディング方式に伴う移動タンク貯蔵所の構造は、基本的には昭和54年1月30日付け消防危第5号によるが、積込み時等の安全対策として次のように移動タンク貯蔵所及び積込み設備に措置する。

ア タンクの上部にベーパーリカバリー（蒸気回収）バルブを設け、更に集中配管方式のベーパーリカバリー配管によりベーパーをまとめ、先端のアダプターに積込み設備側のベーパーリカバリー専用ホースを連結してベーパーを回収する構造とする。

イ 過剰積込み防止のため、タンク内各槽の上部にレベルセンサーを設け、液面がある一定値になった場合センサーが感知し油の流れを遮断する構造とする。

ウ 移動貯蔵タンクのタンク底弁とアダプター間の配管部に発生する残油対策として払出配管を独立配管として保護枠を設置する。これにより、配管部への直接的な衝撃を避け残油の漏洩を防ぐ。

なお、配管部にも、タンク本体と同様の圧力検査を実施する。

エ 通常の定量出荷コントロールとは別個に独立した過剰積込防止機構を備え、万一タンク室容量以上に積込みがなされようとした場合にこの積込みを自動的に遮断する。

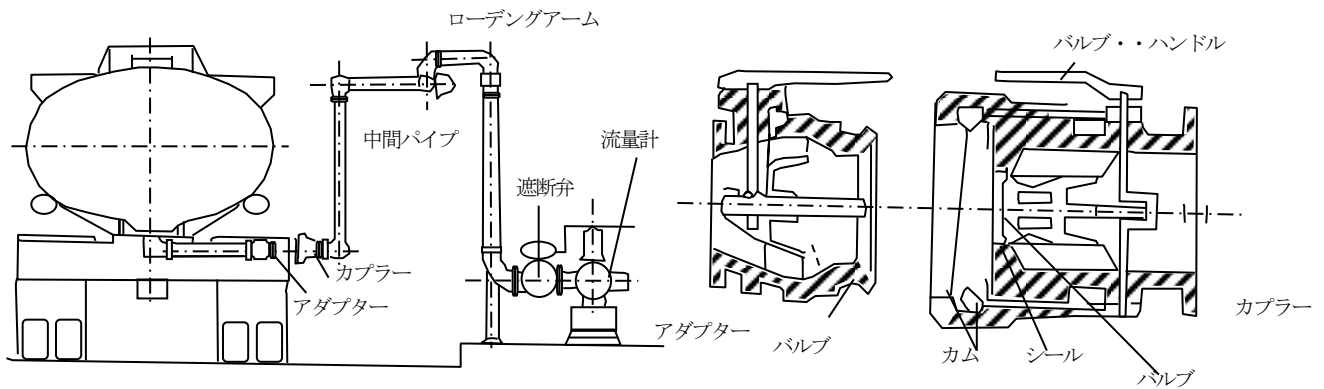


図-1 積込み設備とローディングアーム

図-2 カプラーアダプターの構造図

4 給油ホースの長さ (S52.3.31 消防危第59号質疑)

小分けを目的とするホースリール付移動タンク貯蔵所（灯油専用）の給油ホースの長さは、特に定めはないが、必要最小限度の長さにとどめること。

(静電気災害防止装置)
(表示)

危政令第15条第1項第16号
危政令第15条第1項第17号

1 危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備の代替 (H1.7.4 消防危第64号質疑)

「危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備」に代えて、その内容を鏡板に直接記入した場合も、認められる。

2 表示する設備及び標識

「表示する設備及び標識」については、別記9「標識、掲示板」によること。

1 積載式移動タンク貯蔵所の箱枠構造

積載式移動タンク貯蔵所の箱枠構造の移動貯蔵タンクを、鋼板以外の金属板で造る場合の厚さの必要最小値は、下記の計算式により計算された数値とすること。

$$t = 3 \sqrt{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times R$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

A : 使用する金属板の伸び (%)

R : タンク直径又は長径が 1.8m 以下の場合 5 (mm)、1.8m 超える場合 6 (mm)

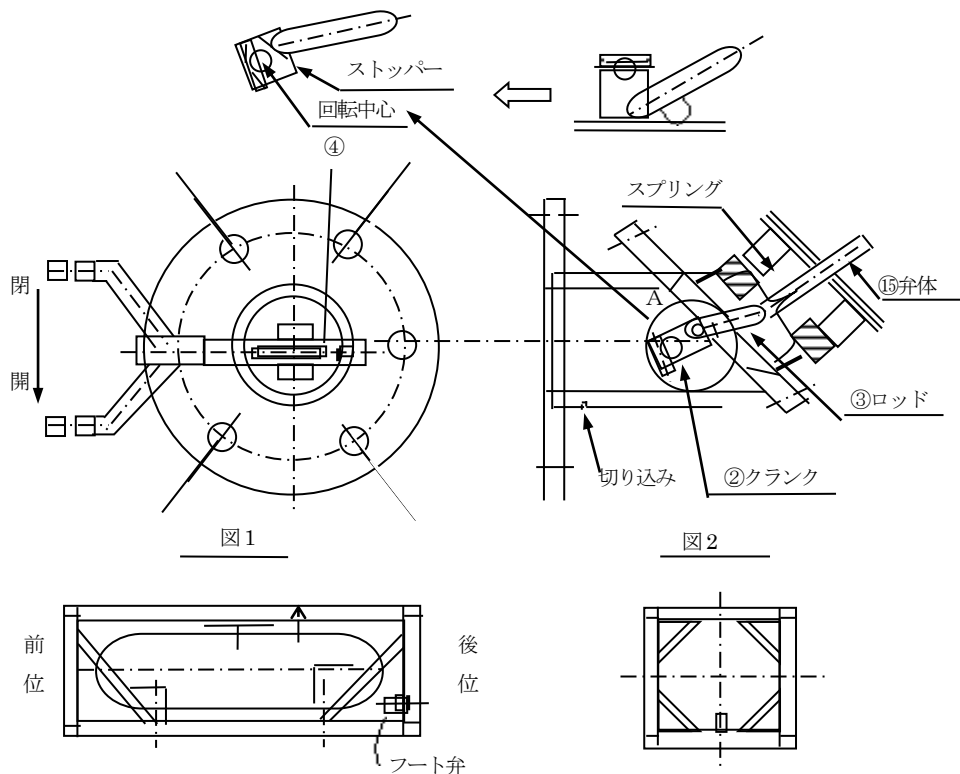
2 積載式移動タンク貯蔵所の取扱い

「積載式移動タンク貯蔵所の取扱い」については、別記32「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」によること。

3 枠付コンテナに設ける底弁の損傷防止措置 (S59.6.11 消防危第56号質疑)

枠付コンテナに設ける底弁の損傷防止措置については、次によること。

弁開にするには、次図のとおりハンドルを時計方向に回転させると、④スピンドルを介し、②クランクが回転し、③ロッドを介して、⑤弁体を押し上げ弁開となる。弁開時の戻り防止機構をA部で説明すると、ロッドはスプリングにより回転中心に対し、左回転させようとしているがストッパーがクランクに当たり回転を妨げ弁開の状態を保っている。このような切り込み底弁は差し支えない。また、箱状の枠の内部に納まるように設けることにより認められる。



1 火炎の噴出を防止する装置 (H1.7.4 消防危第64号質疑)

危省令第24条の6第3項第1号に規定する「火炎の噴出を防止する装置」とは、遠心力を利用して排気中の固形分を分離する遠心式火花防止装置をいう。

2 給油ホース等が適正に格納されないと発進できない装置 (H1.7.4 消防危第64号質疑)

危省令第24条の6第3項第2号に規定する「給油ホース等が適正に格納されないと発進できない装置」とは、給油ホース等が適正格納されていない場合、ギヤーがニュートラル以外になればエンジンが止まる装置をいう。

3 オーバーウイング給油タイプの給油タンク車 (H1.12.21 消防危第114号質疑)

給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（開放状態で固定する装置を備えていないものに限る。）により、給油を行うオーバーウイング給油タイプの給油タンク車には、危政令第23条の規定を適用し、危省令第24条の6第3項第2号に規定する装置を設けないこととして差し支えない。

4 最大常用圧力 (H1.12.21 消防危第114号質疑)

危省令第24条の6第3項第3号イに規定する配管の水圧試験に係る「最大常用圧力」とは、リリーフ弁付きのものにあってはリリーフ弁の吹き始め圧力とし、リリーフ弁がないものにあってはポンプ吐出圧力とする。

5 安全継手 (H18.4.25 消防危第106号通知)

危省令第24条の6第3項第8号に規定する給油中に給油ホースに著しい引張力が作用したときに給油タンク車が引っ張られること及び給油ホース等の破断により危険物が漏れることを防止する措置としては、給油ホースに著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手を設けること等が該当するが、当該安全継手を設ける場合には、当該措置が有効に機能する位置（例えば結合金具の付近等）に設ける必要があること。

6 給油タンク車1 (H18.4.25 消防危第106号通知)

給油タンク車が船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準及び航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準のいずれにも適合している場合には、船舶給油取扱所及び航空機給油取扱所のいずれにおいても給油することができる給油タンク車として用いることができる。

7 給油タンク車2 (H18.9.19 消防危第191号質疑)

航空機用給油タンク車を船舶用給油タンク車として使用する場合、航空機用給油タンク車で必要とされる基準のほか、危省令第24条の6第3項第5号本文及び同項第8号に規定する技術上の基準に適合する必要がある。

8 給油タンク車3 (H18.9.19 消防危第191号質疑)

船舶給油取扱所において船舶用給油タンク車を給油設備として使用するためには、危省令第24条の6において船舶用給油タンク車が満たすべきとされる技術上の基準をすべて満たしている必要がある。

9 結合金具 (H18.9.19 消防危第191号質疑)

危省令第24条の6第3項第5号に規定する給油設備と船舶の燃料タンクを結合する金具は、船舶用給油タンク車から船舶の燃料タンクに直接給油する場合においては、波による船舶の揺動に伴う危険物の漏えいの防止を図ることができる結合金具であれば形式は問わない。

10 火炎噴出防止装置の同等性能 (H19.3.29 消防危第 68 号質疑)

危省令第 24 条の 6 第 3 項第 1 号の規定により、航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた給油タンク車には、エンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けることとされているが、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 15 年国土交通省告示第 1317 号）による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 41 条に基づく排出ガス規制（以下「平成 17 年排出ガス規制」という。）に適合している場合には、これと同等以上の性能を有するものと認めても差し支えない。

なお、当該給油タンク車が当該規制に適合していることは、次の(1)又は(2)のいずれかにより確認する。

- (1) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく車検証、又は、東京国際空港制限区域安全管理規程第 48 条に基づく検査証に平成 17 年排出ガス規制の適合車である型式が示されている。
- (2) 平成 17 年排出ガス規制に適合した排出ガス浄化装置を設置している旨の表示を車両の見やすい位置に掲示している。

(国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所)

危政令第 15 条第 5 項

1 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所

「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱い」については、別記 31 「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」によること。

2 国際輸送用タンクコンテナ (H17.3.31 消防危第 67 号質疑)

危政令第 15 条第 5 項に基づく設置許可を受けた国際輸送用タンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所(被けん引車形式)の被けん引車を一般取扱所内に固定し取り扱うことについては、当該タンクコンテナが一般取扱所の危険物を取り扱うタンクと同等の性能を有しているものとして、安全対策が講じられている場合に限り、取扱いを認めて差し支えない。